

【補助金交付要綱について】

Q 3. 当団体では、新型コロナウイルス感染症のため、過去1年半にわたり同様の活動を実施しておりません。補助金の交付申請はできませんか？（第2条関係）

A 3. 過去3年間において毎年ではなく、申請時から遡って過去3年間で同様の活動実績があれば、補助金の交付申請は可能です。

Q 4. 当団体には複数の支部がありますが、支部ごとに補助対象事業の申請を行うことは可能でしょうか？（第2条関係）

A 4. それぞれの支部の構成員が2分の1以上共通していなければ、支部ごとに補助事業の申請を行うことができます。

また、それぞれの支部が行う補助事業を本部で一括して補助申請することも可能です。ただし、この場合は合計で100万円が補助限度額となります。

Q 5. 他の団体からの補助事業を実施している場合、補助対象事業者にはなれないのでしょうか？（第3条関係）

A 5. 他の補助事業を実施していても補助は受けられます。申請を計画している事業に対し、他の団体から補助金を受けていなければ差し支えありません。

Q 6. 「他の団体から補助金等を受ける事業は対象としない」とありますが、交付決定の通知を受け取った時点で他の団体が同一事業を助成事業として採択した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。（第3条関係）

A 6. 同一事業を他の団体へ申請する等、要望先を重複することは可能です。ただし、両方からの採択を受けたとき、どちらの補助を受けるかを選んでいただくことになります。

Q 7. 「補助金以外の収入」とは、どのような収入が考えられますか？（第5条関係）

A 7. 補助事業の実施において、別途に収入を得たものがあれば事業経費から差し引いた額を補助額といたします。

例えば、補助事業として講演会や検討会を開催したときの参加料や教材費、相談会を実施したときの相談料などの収入があれば、総事業費からその額を除いた額を補助することとなります。

Q 8. 補助金を概算払いで交付してもらうことは可能でしょうか？（第8条関係）

A 8. 今回の募集につきましては、精算払いのみとさせていただきます。

Q 9. 事業を途中で中止した場合、それまでに実施を完了した事業に対する補助金は受けられますか？（第13条関係）

A 9. 公連協がやむを得ないと判断した理由による中止の場合であって、個別事業として完了が確認でき、その効果が認められるときは交付決定額の一部をお支払いいたします。

具体的には、地区ごとに複数回の講演会等を計画し、天災地変等により継続が不可能となったときに想定されます。

Q10. 人件費や謝金を銀行振込する場合、受領書も必要でしょうか？ 銀行の明細書で足り
ますか？（第 14 条関係、様式第 11 号）

A10. 補助金の支払いを証明する証拠書類の取扱いは、補助事業者の規程等に基づき行って
いただくこととなりますので、補助事業者においてこのような取扱いが認められている
場合は銀行の明細書で結構です。

Q11. 補助金の交付申請にあたり、消費税および地方消費税の取扱いについて教えてください。
（第 15 条関係）

A11. 交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等相当額は補助対象経費から除
外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがある
ため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表
第 3 に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の
返還を選択する補助事業者